

様式第3号別紙1

法人等の設立等に関する事業計画作成経費

整理番号	助成金支給対象経費項目・数量・単価	金額 (消費税込)	処理欄 (労働局記入欄)
	法人設立手続き経費		
	設立登記代行手数料	150,000	
	社印作成費	30,000	
	経営コンサルタントへの相談経費		
	市場調査費	250,000	
	創業計画作成経費	200,000	
助成対象経費の合計額		630,000 円	

※ 経営コンサルタント等の相談経費、登記等の手続きに要した経費及び開廃業等届出書作成等の代行経費（登録免許税、印紙代、定款の認証手数料・謄本料は除く。）などが対象となりますが、対象経費の総額は75万円を限度とします。

※ 原則として、法人等設立日から起算して6ヶ月以内に支払った経費が助成対象経費となります。

様式第3号別紙2

職業能力開発経費

整理番号	助成金支給対象経費項目・数量・単価	金額 (消費税込)	処理欄 (労働局記入欄)
	資格取得受講費		
	訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程	200,000	
	@100,000 × 2名		
助成対象経費の合計額		200,000 円	

※ 事業を円滑に運営するための、創業者及び創業・雇入支援対象労働者に対する資格取得に要した経費、講習・研修会等の受講経費、外部講師委託費及びセミナールーム賃借料のうち、法人等設立から6ヶ月以内に資格取得、講習・研修等が修了しているもののみが対象となります。

ただし、創業者又は創業・雇入支援対象労働者が教育訓練給付の支給を受けた場合の当該教育訓練等に係る経費、趣味・教養的な講習等の受講に係る経費及び講習・研修会等の受講のために要した交通費・宿泊費は対象となりません。

※ 原則として、法人等設立日から起算して6ヶ月以内に支払った経費が助成対象経費となります。